

東日本大震災に関する決議

平成23年3月11日午後、東北地方太平洋沖で発生した巨大地震は国内観測史上最大規模となり、東日本に広範囲な被害を与え、お亡くなりになられた方々をはじめご遺族やご家族・関係者の皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今回の地震は、マグニチュード9.0の地振動に加え、想定を超える大津波により、多数の死傷者や行方不明者をもたらし、道路や鉄道等の公共施設や水道・電気・ガスなどのライフラインにも壊滅的な被害を与えました。

加えて、福島原発の放射能漏れ事故も重なり、国民に重大な不安に陥れると同時に様々な風評被害を生んでいます。

そういった状況の中被災地では、自衛隊や警察・消防等や海外からの緊急援助隊などの応援も得ながら、全力で復旧作業に従事されています。

本市においても、既に消防や水道職員を現地に派遣し、救援物資に対する取り組み等を行っていますが、今後とも大阪府をはじめとする関係機関との連携のもと必要に応じて支援策に協力を惜しまない覚悟であります。

しかしながら、想像を絶する甚大な被害は、地元自治体や地域住民の限界をはるかに超え、全国民が共に支えあっていかなければならない規模です。

なお、今回の震災は、全国民の痛みであり、一日も早い再興を願う思いは共有するものであります。

したがって、国におかれましては、被災者の救援・支援並びに被災地の復旧・復興に向け財源確保に努め、最大限の対策を講じられるよう強く要請する。

以上、決議する。

平成23年3月28日

泉南市議会